

2025年4月1日

生産性向上のための指針

介護老人保健施設みかじま

1. 総則

医療法人泰一会 介護老人保健施設みかじま（以下、「みかじま」という）は介護現場における生産性向上に資する取り組みを図る観点から現場における課題を抽出及び分析したうえで必要な対策を講じるための対策を整備するために本指針を定め①入所者の安全、②介護サービスの質の確保、③職員の負担軽減を図る事を目的とする。

2. 生産性向上委員会の設置及び規程

生産性向上を図るため、「生産性向上委員会」を設置し、委員会規定を定め以下の規程に基づき活動を行う。

第1条（目的）

本委員会では当施設における①入所者の安全、②介護サービスの質の確保、③職員の負担軽減及び勤務状況への配慮、④職員に対する研修、⑤介護機器の導入、適正使用等について検討を行う。

第2条（取り組）

本委員会では7項目に関する事項について取り組みを行う。

- ① 職場環境の整備に関する事
- ② 業務の明確化と役割分担に関する事
- ③ 手順書の作成に関する事
- ④ 記録・報告様式の工夫に関する事
- ⑤ 情報共有の工夫に関する事
- ⑥ OJTの仕組みづくりに関する事
- ⑦ 理念、行動指針の徹底に関する事

第3条（構成）

本委員会の構成は以下の通りとする。

- ① 施設長
- ② 介護事業部長
- ③ 事務長（リーダー）
- ④ 看護職員 3名
- ⑤ 介護職員 4名
- ⑥ 生活相談員 1名
- ⑦ 管理栄養士 1名
- ⑧ 施設管理 1名
- ⑨ 介護支援専門員 1名
- ⑩ 理学療法士 1名

第4条（任期）

- ① 委員の任期は2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とする。
- ② 委員に欠員が生じた場合はその後任の任期は前任者の任期の残余期間とする。

第5条（委員長）

- ① 委員長はリーダーである事務長とする
- ② 委員長は議長として審議を進め、委員会の業務を統括する。
- ③ 委員長が必要と認めた場合は、委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

第6条（運営）

- ① 委員会は委員長が招集する。
- ② 定例委員会は3ヶ月に1回開催する。
- ③ 委員長は必要に応じて、臨時の委員会を招集することができる。
- ④ 委員会は委員の過半数をもって成立する。ただし勤務の都合によりやむを得ず出席できない場合は予め委任状の提出をもって出席したものとみなす。
- ⑤ 委員会の決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁決によるものとする。
- ⑥ 委員長は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

第7条（議決事項の取り扱い）

- ① 本委員会審議事項については、その過程及び結果の概略を記録した議事録を作成する。
- ② 議事録は第3条の④から⑧に規定する委員が輪番で作成する。
- ③ 議事録は速やかに施設長に報告し、施設長は決裁を行う。
- ④ 議事録の保管年数は5年間とする。

第8条（規程の改廃）

本規定の改廃は、幹部会議の議を経て行う

3. 職員研修

当施設の職員に対して業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図る為に年2回以上の研修を実施する。

4. 生産性向上のための手順

厚生労働省「介護分野における生産性向上の取り組みの進め方」
(以下取り組みの進め方)という)に基づいて実施する。

① 改善活動の準備

- ・改善活動に取り組むプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトリーダーを選任する。
- ・経営層から事業所全体への取り組み開始を宣言する。
- ・「進め方」手順1を通じ介護現場で生産性向上が必要となる背景等を理解し、見込める効果を認識し取り組み意欲を高める。

② 現場の課題の見えるか

- ・「進め方」手順2を通じ生産性向上のプロセスを学習する。
- ・プロジェクトメンバーにより現場の課題を描出する。
- ・「業務見える化ツール」を用いて定量的な業務を把握する。

③ 実行計画の立案

- ・解決すべき課題の優先順位を決定する。
- ・課題解決のための取り組み内容及びメンバーの役割を決定する。

④ 改善活動の実行

- ・小さな成功例を積み重ねて大きな成功へとつなげる。
- ・取り組み前後に「効果測定ツール」を用いて課題を把握する。

⑤ 改善活動の検証

- ・取り組みの進捗状況を常に把握し、達成のために臨機応変な取り組みを実施する。
- ・取り組み成果を検証する。

⑥ 実行計画の洗い直し

- ・改善活動における成否、出来不出来の内容を分析する。
- ・改善すべき活動内容について優先順位の見直しを実施する。
- ・改善計画の取り組み期間は原則3ヶ月とし開始後1年を目途にPDCAを繰り返す。

5. その他

- ① 本取り組みを進めるにあたっては、厚生労働省「生産性向上ガイドライン」に基づいて実施する。
- ② 本指針は利用者又は利用者家族関係者からの求めに応じて、閲覧に共するものとする。

以上

附則

2024年4月1日制定

2025年4月1日改定